国民健康保険料 減額・免除・徴収猶予 申請書

京都市国民健康保険条例第20条第１項の規定により、下記により別紙の関係書類を添えて　**減額・免除・徴収猶予**　を申請します。

なお、減免の申請理由が消滅し又は改善したときは、京都市国民健康保険規則第14条第２項のとおり申告します。

また、収入減少を理由とした申請については、見込所得と実績所得が著しく異なった場合においては、実績所得により減免の再判定を行うことに同意します。

（宛　先）京都市　中京　区長

令和７年　６月　３０日

世帯主　住　所　京都市中京区寺町通御池下る下本能寺前町

氏　名　京都　太郎　　５００－１

電話（０７５－０００－０００００）

国保記号番号	京１２３４５６－７８９０		
減額、免除、徴収猶予を受けようとする保険料の年度及び対象月・納期	R７年度 （　．～　．）	年度 （　．～　．）	年度 （　．～　．）
減免を受けようとする保険料対象額	円	円	円
申請理由 １災害等による財産の損害 ２退職又は事業の休廃止･倒産による収入の減少 ３給付制限	詳しい理由を記入してください。		

申請理由としてあてはまる項目（１～３）に「〇」を記入し、右横の［　］内に詳細な状況（例：退職により給与収入がなくなるため　等）を記入してください。

（注）１　該当する申請内容（減額、免
２　申請理由欄の該当する番号を
３　借金、ローン返済は理由とな
４　関係書類は罹災証明書、収入
を提出してください。
５　右の太ワク欄は記入しないで
６　減免の理由が消滅した場合は
７　偽りの申請その他不正の行為
すことになります。
８　収入減少を理由とした減額については、申請時の見込所得と翌年度に確定する実績所得とが著しく異なった場合は、京都市において、実績所得に基づき減額の額の再計算を行うことになります。
再計算の結果、減額の額の見直し又は減額の取消しを行う場合があります。

決定書	起案　年　月　日 決定　年			
決定	部長	課長	係	

記入例

京都市　審査欄

減額・免除　徴　不　通知　証明書

減６⑤（R5.3改）